

Sindell Law Offices,

A PROFESSIONAL CORPORATION

7 West 36th Street, 14th Floor, New York, New York 10018
Telephone: (212) 459-3800 · Facsimile: (212) 459-3805 · E-mail: slony@sindelllaw.com

Los Angeles Office
Sindell Law Offices, P.L.C.
444 South Flower, Suite 1535
Los Angeles, California 90071
Tel: 213-239-0099/Fax: 213-239-0109
e-mail: slola@sindelllaw.com

Tokyo Affiliate Office
American Business Creation, Inc.
2-3-5 Azabudai, NOA Building 15th Floor
Minato-Ku, Tokyo 106-0041 Japan
Tel: 03-3560-7548/Fax: 03-3560-7583
e-mail: info@abctny.com

2009年10月

条約投資家(E-2)ビザ申請に関するビザセミナー開催

E-2 条約投資家ビザとは日米間で締結されている通商条約に基づいて発行されるもので、ビザ取得のためにはビザスポンサー企業及びビザ取得者本人に対して様々な申請上の条件があります。この E-2 ビザはアメリカで新しくビジネスを始めたいと考えている個人投資家やビジネスマンに多く適用される一方で、投資家ビザとは言え、実際に相当額の投資を基にビジネスを行っている会社で雇用される従業員にもその取得資格があります。つまり E-2 ビザを取得する条件を整えば、必ずしもビザ申請者個々がアメリカに相当額の投資をしている必要はないのです。

一方、最近の E-2 ビザ申請に関するアメリカ政府の審査基準が厳しくなっているのも事実で、ビザ取得者本人の条件に対する審査はもちろん、会社の投資に基づいた活発なビジネス活動や従業員構成なども入念に審査されます。

今回のセミナーは日本語で実施し、皆様には E-2 ビザに関する会社及びビザ取得者の申請条件、最近の政府（移民局、在外米国大使館・領事館）の動向並びに審査状況、そして申請の流れ及び注意点を説明致します。セミナー対象者は E-2 ビザ取得を検討されている個人、会社の HR 関係者、また一定の投資金を基にアメリカで新しくビジネスを始めたいと考えている方であればどなたでも大歓迎致します。セミナー終了後は E-2 ビザに関する個別無料相談も行います（日本語可）。履歴書（日、英可）の持参も歓迎します。

— 記 —

主催： シンデル法律事務所

日時： 2009年11月04日（水） 第1部 3PM～4PM または 第2部 6PM～7PM
(内容は第1部、2部とも同じ)

場所： シンデル法律事務所 7 West 36th Street 14th Fl. New York, NY 10018

費用： 無料

申し込み先： slony@sindelllaw.com または 212-459-3800 (Ext. 103 吉窪まで)

定員： 各セミナー 10 人まで（定員になり次第締め切る）

参加申し込み御希望の方は電話または Email に氏名、電話番号、及び希望開催時間を記載の上、お申し込み下さい（日本語可）。セミナーの内容はシンデル法律事務所ウェブサイト(www.sindelllaw.com)からもご確認いただけます。